○健康管理医に関する要綱の制定について

平成28年３月28日
道本厚第4534号
／警察本部各部、所属の長／警察本部長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察に置く健康管理医の任免等については、これまで「健康管理医に関する要綱の制定について」（平23．３．18道本厚第658号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の一部改正に伴い、心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施することとしたため、健康管理医の職務について必要な見直しを行い、新たに別添のとおり「健康管理医に関する要綱」を制定し、平成28年４月１日から実施することとしたので、所属職員に周知し適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、平成28年４月１日付けで廃止する。

別添

健康管理医に関する要綱

第１　趣旨

この要綱は、北海道警察職員健康安全管理規程（平成14年警察本部訓令第24号）第10条第２項に規定する警察学校、方面本部及び職員数50人以上の警察署に置く健康管理医の任免等について、必要な事項を定めるものとする。

第２　身分

この要綱に定める健康管理医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第３号に掲げる職員（特別職の非常勤職員）とする。

第３　推薦

１　健康管理者は、この要綱に定める健康管理医を必要とする場合は、警察業務をよく理解した産業医の中から、健康管理医の委嘱を受諾する旨の意思を確認し、健康管理医推薦書（別記第１号様式）に履歴書（別記第２号様式）、承諾書（別記第３号様式）、医師免許証の写し及び日本医師会認定産業医証の写しを添えて北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に推薦するものとする。ただし、当該医師を再任する場合は、履歴書及び医師免許証の写しの添付を省略することができる。

２　推薦しようとする医師が病院等の職員である場合は、医師の承諾書に加えて当該病院等の長から承認書（別記第４号様式）を徴し、添付するものとする。

第４　委嘱

１　警察本部長は、第３の事項により推薦を受けた医師が適任であると認めたときは、健康管理者を経由して当該医師に委嘱書（別記第５号様式）を交付し、委嘱するものとする。

２　健康管理医の委嘱の期間は、１年（原則として毎年４月１日から翌年の３月31日までの間）とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第５　職務等

１　健康管理医の職務は、次に掲げるものとする。

⑴　健康診断の実施及びその結果に基づく健康を保持するための医学的措置に関する

こと。

⑵　衛生教育及び健康教育、健康相談その他健康の保持増進を図るための医学的措置に関すること。

⑶　健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

⑷　長時間勤務による健康障害の防止のための面接指導の実施及びその結果に基づく健康を保持するための医学的措置に関すること。

⑸　心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく健康を保持するための医学的措置に関すること。

⑹　健康委員会に出席すること及び前記⑴から⑸までの事項について、職員の健康を確保するため必要があると認めたときに健康管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導若しくは助言を行うこと。

⑺　健康管理指導区分の判定に関する助言及び健康管理指導区分該当者に対する指導に関する助言を行うこと。

⑻　月１回以上の職場巡視を行い、勤務環境又は衛生状態に有害のおそれがあると認めるときは、直ちに、健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。

２　健康管理者は、健康管理医が前記１の各事項に定める職務を行った場合は、その結果を健康管理医業務記録簿（別記第６号様式）に記載し、これを保管するものとする。

第６　申合せ書の作成

この要綱に定める健康管理医の身分又は職務等を明確にするため、健康管理者と健康管理医との間において、委嘱の都度、申合せ書（別記第７号様式）を作成するものとする。

第７　解任

１　警察本部長は、この要綱に定める健康管理医が次の各事項のいずれかに該当する場合は、健康管理医を解任するものとする。

⑴　心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

⑵　職務を怠り、又は健康管理医としてふさわしくない行為があった場合

⑶　辞任の申出があった場合

⑷　その他特別な事情により健康管理医を継続し難いと認められる場合

２　健康管理者は、健康管理医から辞任の申出を受けた場合は、辞任申出書（別記第８号様式）を徴し、警察本部長に報告するものとする。

３　健康管理医の解任は、通知書（別記第９号様式）を交付して行うものとする。

第８　公務災害補償

この要綱に定める健康管理医の公務上の災害に対する補償については、北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）の定めるところによるものとする。

第９　報酬

１　この要綱に定める健康管理医の報酬は、委嘱書に記載された月額とし、支給日については、定数内職員の例によるものとする。この場合の支出科目は、次のとおりとする。

（款）警察費　（項）警察管理費　（目）警察本部費　（事業）職員厚生費　（節）報酬

2　健康管理者は、委嘱書を交付したときは、健康管理医から報酬の支給に必要な口座振替払申出書（別記第10号様式）を徴するものとする。

3　健康管理者は、健康管理医から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届（別記第11号様式）を徴し、その写しを警察本部長に提出するものとする。

4　前項に規定する報酬受給の辞退の申出があった場合は、報酬を支給しないものとする。

5　健康管理医が月の全日数を職務に従事しなかった場合は、当該月の報酬を支給しないものとする。

6　報酬の支給に当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第185条第１項第２号イにより、同法別表第２の乙欄（従たる給与）に掲げる税額を控除するものとする。

第10　方面本部と同一庁舎に所在する警察署の健康管理医の取扱い

方面本部と同一庁舎に所在する警察署の健康管理医については、方面本部と兼務して委嘱することができる。この場合の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　第３、第４、第７及び第９に係る健康管理者の事務は、方面本部の健康管理者が行うものとする。

⑵　第６の事項に定める申合せ書は、別記第12号様式を用いるものとする。

第11　秘密の保持

健康管理医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

※　別記様式省略